



# 元気庵通信

## 平成27年 5月

# スマイル



花屋の店先には色とりどりのカーネーションが並ぶ頃となりましたが、ご家族の皆様もお変わりございませんでしょうか？

天候にも恵まれ、畑の夏野菜もすくすくと成長をしています。歩行訓練を兼ね、観察に出掛けておりますが、日々の成長に大変喜んでおります。

梅雨入り前の季節を存分に感じていきたいと思っております。



### 4月のピカ1

薬円台店



皆さでお花見へ出かけました(^^)v  
綺麗な桜に感動しましたね！



雨にも負けず・・・頑張って歩きましょう！



夏野菜を埋めました(^O^)  
早く夏にならないかな〜と収穫が楽しみです！



玄関掃除をして頂きました！  
ありがとうございました m(\_)m

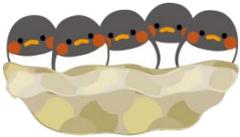
## 松が丘店

お歌がお上手ですね



退院祝いで、すき焼きを頂きました。

三人様素敵な笑顔をありがとうございます。(^^)



## 6月の予定

### 薬円台店

- 3日～5日 バラ園へ外出
- 10日 24日 パン移動販売
- 16日 17日 アジサイゼリー作り
- 26日 30日 水無月作り
- 27日 誕生日会

### 松が丘店

- 19日 バラ園へご家族と一緒に  
行かれる。
- 8日～12日 時計作り
- 15日～18日 バラ作り
- 22日～26日 空き箱アート作り
- 29日、30日 指ヨガで疲れを取  
ろう。

## 一定以上の収入がある要介護高齢者の負担が2割にアップ

今年介護保険改正により8月から一定以上の収入のある65歳以上の第1号被保険者の自己負担割合が1割から2割にアップします。

ここで気になるのは、1割と2割の境界線である「一定以上所得者」をどこで線引きするか。具体的にいうと、年間所得が160万円(単身で年金収入のみなら年収280万円)以上の方が対象になります。

年間所得が160万円未満であれば「1割」負担のまま。しかし、年間所得が160万円以上であっても、1割のまま据え置かれるケースがあること。たとえば、本人の世帯内で他に第1号被保険者がいる場合です。この場合、本人の年金収入とその他の合計所得金額をあわせた総額が346万円未満であれば、1割負担のままとなります。

そこで要介護認定を受けている人あてに、8月までに市町村から「負担割合証」というものが送付される予定になっています。その書類に負担割合が示されますので、何割負担になっているのかチェックしておいたほうが良いでしょう。

“自己負担の割合が1割から2割へ”という数字だけを見て、「介護サービスの利用を控えなきゃ」と考える人も少なくないようですが「**高額介護サービス費**」の制度を利用すれば、負担額はそれほど増えません。必要な介護サービスの利用を控えることのないよう、8月の制度開始に向けて、じっくりと考えてみてくださいね。



## デイサービス元気庵 薬円台店・松が丘店

薬：船橋市薬円台6-19-33 TEL047-467-7644 Fax047-402-6588

松：船橋市松が丘3-26-7 TEL047-407-1771 Fax047-407-1747